

令和5年度第4回日進市地域公共交通会議 議事録

日 時 令和5年12月27日(水) 午前9時30分から午前11時50分まで

場 所 日進市役所南庁舎2階 第5会議室

出席者 松本幸正(会長)、吉井竜良(委員)、村野政章(委員)、小林裕之(委員)(代理:徳田裕二)、多田直紀(委員)、大野淳(委員)、若杉将成(委員)、花村元気(委員)(代理:山本英和)、宮川高彰(委員)、石屋義道(委員)、吉田浩美(委員)(代理:祖父江成晃)、大久保陽一郎(委員)、神野建三(委員)、伊藤富子(委員)、改田真美(委員)、清本三郎(委員)、松岡坂重(委員)、水野隆史(委員)

欠席者 池村尚哉(委員)、吉金典晃(委員)、鈴木直宏(委員)

事務局 生活安全部 杉田部長
 防災交通課 鬼頭課長
 防災交通課移動政策室 三好室長、井筒室長補佐、水谷主査

オブザーバー 都市整備部 土木管理課 岡部課長
 健康福祉部 地域福祉課 野村課長補佐

傍聴の可否 可

傍聴の有無 あり(7名)

発言者	内 容 (要 旨)
事務局	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日は新しい任期での初めての会議となりますので、議事を進行していただく会長が決まっておりません。つきましては、会長の選任までの議事を副市長が進行させていただきます。副市長、よろしく申し上げます。</p>
副市長	<p>それでは進行役を務めさせていただきます。まず、会長・副会長の選任について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>会長・副会長の選任については、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則第3条に規定がございます。会長は会議を代表し、会務を総括していただきます。また、副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理していただきます。</p> <p>規則第3条第2項により、会長は委員の互選によってこれを定めること。また、副会長は、委員のうちから会長が指名することとなっています。</p>
副市長	<p>どなたか会長へのご推薦はございませんか。</p>
委員	<p>これまで本会議に多大なるご尽力を賜り、前の任期中に会長をお勤めいただいた、名城大学理工学部教授の松本委員に引き続きお願い致したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
副市長	<p>ただ今、松本委員のご推薦がありました。委員の皆様、ご異議はございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
副市長	<p>異議もないようですので、会長は松本委員にお願いすることといたします。それでは、続いて副会長の指名についてお諮りします。</p>
会長	<p>前回の任期から引き続き、副会長には水野副市長にお願いしたいと思いますが、い</p>

	かがでしょうか。
委 員	異議なし
副 市 長	ただいま会長よりご指名がありましたので、副会長の役をお引き受けさせていただきます。皆様よろしくお願いいいたします。それでは、会長・副会長が決定しましたので、以上をもちまして議事進行の任を解かせていただきます。
事 務 局	<p>それでは、改めまして松本会長、水野副会長からご挨拶をお願いします。</p> <p>(会長・副会長挨拶)</p> <p>会議へ移りたいと思います。</p> <p>本日の定数を確認いたします。本日の出席者は、委員21人中18人、欠席者3人であり、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条第2項に規定する、会議の開催に必要な2分の1以上の出席を頂いていることをご報告します。</p> <p>なお、本会議は議事録作成のため、ICレコーダーによる録音を行っておりますので、ご発言の際には、挙手をしていただき、係の者がマイクをお持ちいたしますので、ご使用していただきますよう、ご協力をお願いいたします。</p> <p>続きまして、会議の公開についてご説明します。日進市市民参加及び市民自治活動条例第12条の規定により、原則公開とされておりますが、同条例、施行規則の第15条に会議の内容によっては、非公開とすることもでき、会議の公開、非公開の決定は、会長が各委員にお諮りし行うこととしております。</p> <p>なお、本日の会議は感染症対策のため、Web上で傍聴するものとします。</p> <p>それでは会長、お願いします。</p>
会 長	今回の議題は、特に非公開とするような内容は含まれておりませんので公開とさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
会 長	では、本会議を公開とさせていただきます。
事 務 局	<p>ただいまより、令和5年度第4回地域公共交通会議を開催します。</p> <p>議事進行につきましては、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則の第4条で会長が議長を行うことと規定されておりますので、松本会長よりお願いいいたします。</p>
会 長	<p>それではここから私の方で議事進行を務めさせていただきます。皆様ご協力よろしくをお願いします。</p> <p>では、議題(1)日進市地域公共交通計画の修正についてということで事務局からお願いいいたします。</p>
事 務 局	議題(1)について説明
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>現在、日進市では利便増進実施計画を策定しており、国からの補助金を得ながらくるりんばすと名鉄バスを運行しています。そして、その計画を策定するにあたって、地域公共交通計画の記載の修正が必要だということで今回はそれに対応したものになります。</p> <p>内容としましては、どこが補助を受けるのか、補助の必要性、それから利便増進事業として行う事業の明記というのがメインとなっております。</p>

	ご質問ご意見などありますでしょうか。
委員	<p>さきほどのご説明に関して国の立場から少し補足をさせていただきたいと思いません。</p> <p>国の路線バスに対する補助制度につきましては事務局からのご説明がありましたが、幹線補助とフィーダー補助というものに大きく分かれております。幹線補助とは、複数の自治体を結ぶような路線で、その地域の交通の軸となるものです。フィーダー路線とは、当該市町村の中で完結して、幹線路線まで人が移動できることを目的としたものになっています。</p> <p>こちらにつきましては、これまでの補助の考え方は事業者が運送して赤字分を補填しましょうという考え方が基本的でしたが、昨今はそのような事業者だけの努力ではなく、地域全体で支えていくことを考え、国の考え方も地域全体で支える取り組みに関しての補助金を交付するという方向に変わってきています。</p> <p>このような観点から公共交通計画の中に、きちんと路線の重要性などを記載し、補助金をいただきたいということを書き込むことも、今回の改正の一つの目的となっています。</p>
委員	<p>計画等と補助事業の連動化ということで、愛知県の計画に書き込まれたものを、それぞれの自治体の計画にも書き込む必要があるのでしょうか。愛知県から補助をもらっている他の自治体でも、全てそのような手続きがされるという理解でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>愛知県で行われている補助の場合は、民間事業者が行っている路線バスを基本にして、愛知県から補助が必要なものに対して国に申請をしている形になっています。</p> <p>この考え方は今後も変わらないと思っております。ただし、各市町村についても必要、重要な路線であるため、ということを書き込むことについては特に支障がないという形になっています。</p> <p>自治体を中心となって、新たにコミュニティバスという形で幹線補助系統に該当するような路線をひかれた場合についても、これまでは愛知県の計画に載せていました。しかし、どちらのほう为主体的に維持していくのかを確認するために、自治体がメインで行うものに関しては、市町村の計画に原則記載することとなっています。</p> <p>フィーダー補助につきましては、今回利便増進計画を作った場合は、その対象とすることができるというような規定がありますので、規定に基づいて、今回フィーダー補助対象になるものについては書き込んでいただくというような形になっています。</p>
委員	<p>地域間幹線系統につきましては、これまでは愛知県のバス対策協議会で計画を作りまして国に提出し、それで位置づけられて、補助の要件を一つ満たしていくという形になっておりました。</p> <p>今回補助の計画の連動化ということもありまして、県の協議会で作る計画に位置付けても良く、市町村の計画に位置付けても良いということになるように国の制度、補助の方が変わりました。</p> <p>いままで県下で 60 いくつの地域間幹線がありますが、その中でもコミュニティバスと言われている市町村が運営主体になって、運行されているバスでも市町村をまたがるということで地域間幹線の要件を満たすものが多数あります。</p>

	<p>それらについても県の計画に続けて出していたということですが、複数市町村をまたがりはするもののメインの市町村が主体で運営されているバスにつきましては、やはり市町村で位置付けていただいて、計画を出して補助要件を満たした方がスムーズであるということで、役割分担の中で市町村が位置づけていただいた方がいいのではないかなという働きかけで調整をしながらやっていく次第です。</p> <p>ただし、時間的に間に合わないことや、隣の市町村との調整などが難しいような場合においては、引き継ぎ県の方でもみるというようなことで調整をしているところです。しかし、やはり地元で運営しててものについて地元の計画で、補助要件を満たすような記載があると良いだろうということで記載をしていただいているということでございます。</p>
会 長	<p>愛知県の場合は、市町村が主体的に運営しているものは市町村で幹線系統と位置づけ、民営路線バスが主体のところは県が位置づけます。ただし例外として、いろんな事情で各自治体の位置づけが難しいものは県で位置づけます。</p> <p>一方で、県に位置づけたからといって自治体のものに位置付けてはいけないわけではなく、重なってもいいということです。</p> <p>その他ご意見等ありますか。</p> <p>それでは議題（１）につきまして、ご承認ということでよろしいでしょうか。</p>
委 員	異議なし
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題（２）利便増進実施計画の認定申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	議題（２）について説明
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問ご意見などありますでしょうか。</p>
委 員	<p>ネットワークイメージについて、名古屋市など日進市外にもある医療機関などをもっと表示すると高齢者はありがたいのではないかと思います。</p> <p>もう１点は、くるりんばすの 75 歳以上無料化について前回の会議でも少し話にありましたが、今回の利用増進計画には記載がないがよろしいか。</p>
事 務 局	<p>ネットワークイメージにつきましては、接続しているというところでの記載をしています。平針駅周辺の徒歩圏内の医療施設についても、名古屋市の鉄道というところも考慮し、現状入っていません。書くべきかどうかについては、ご相談をさせていただきながら、調整が必要だと判断しています。</p> <p>75 歳以上無料化の議論につきましては、本市の予算の問題もありますが、いろいろなご意見をいただく中で引き続きの検討させていただくというようなところであったかと思えます。</p> <p>方向性としては進めていく方向で考えており、今後その議論が熟してきました、実施のめどが立った時に改めて会議で議論させていただきます。こちらの利便増進計画というのは作ったらおしまいということではなく、新たに実施する事業があれば、それを改正して書き加えることができる計画になっておりますので、実施のめどが立った時点でまた追記をさせていただき方向で検討ができればと考えております。</p>

会 長	<p>やはり実際に市民の方が見られるガイドブックに高齢者が行く病院や整骨院などをわかりやすく記載することが大切であると思います。</p> <p>運賃に関しましては、昨年度から含めてこの会議の間でもご議論いただいて、一応75歳以上の無料化は見送るという方向で、皆様のご承諾をいただき、こういう形に収まっていると思います。</p> <p>そういう意味でこの5年間の利便増進計画実施期間中には、検討はしないということでもよろしいですか。</p>
事 務 局	<p>これまでの会議でいわゆる料金としての無料化はやらないということを議論してきていただきました。ただし、市として75歳以上の方に補助として、交通費を補填するようなやり方、あるいは交通としての収支を悪化させないということが会議での結論だったという認識ですので、その手法につきまして、現在、事業者の方からのご提案もいただきながら、実施可能性の検討を進めているところでございます。</p> <p>実施の目途が立ってれば、本会議でまたご議論いただく中で、記載の方法について調整を進めさせていただければといったところです。</p>
会 長	<p>直接的な無料化ではなく、例えばですが、一度払ったものが戻ってくるような仕組みなど、そういう仕組みが確立した暁には導入が可能になるということです。従って、その技術の進捗を待つということになります。それを検討するというのはこの利便増進実施計画の中で、どこか記載はありますでしょうか。あるいは、それができた暁に見直すということでしょうか。</p>
事 務 局	<p>無料化の議論について継続審議であるということは、皆さんの共通認識であると事務局で受け止めております。本計画は、検討中の内容を書くものではなくて、実施すると決まったことを書くものでありますので、そのような取り扱いをさせていただければと思います。</p>
委 員	<p>乗継券発行停留所の増設という項目がありまして、米野木線と三本木線においては、同一の終点が米野木駅になるので、米野木駅についても乗継券を発行するようにし、利便性を高めるということはとても良いことだと思います。</p> <p>この記載ですと、米野木駅での五色園線や日進駅での循環線などでは終点ではないので使えないという解釈でよろしいですか。</p>
事 務 局	<p>過去に様々なトラブルなどもあり、市役所の発着所のみ乗継券を発行とした経緯があります。途中停留所での発行に関しましては、発行するにあたり時間がかかってしまい、遅延が生じてしまう等、運行に支障が出る可能性があります。そのため、発行に関しては複数台が同時に発着する米野木駅のみを追加とします。発行された乗継券をどこの路線で使用できるようにするかに関しては、運行事業者も含めて確認し、判断させていただきます。</p>
委 員	<p>無料対象者の見直しについてですが、長久手市や東郷町から通所されている利用者さんがいますが、そのような方たちが日進のくるりんばすを利用するときに料金を請求されることに少し混乱してしまっていました。今回はこれを改正していただけたということ、とてもありがたいと感謝しています。</p> <p>確認になりますが、4月からは様々な手帳があると思いますが、その手帳をバスの乗降の際に提示をすれば良いのか、市外の方でもあってもこれまで通り無料パスカー</p>

	<p>ドの申請が必要なのか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>無料対象の中でも、他市町でも実施している身体・精神・療育の3手帳については対象とするという認識です。本市の場合は無料対象の区分が他にも多くあるため、運転士の確認に負荷がかかることから、その他介護保険証や各種医療証に関しては、引き続き無料パスカードの発行を義務として考えています。</p>
会長	<p>公共交通ガイドブックには明確に書いていただいて、無料対象者の方々がどう乗るかというの明記してもらう必要があります。そこに記載されているものであれば、提示することにより無料で乗れるということがわかるようにすることが必要だと思います。</p>
委員	<p>公共交通を利用して参加できるイベント等々がありまして、例えば日進市であれば4大イベントなど大きく市民の方が集まるイベントがあります。来年度は30周年記念もあり、多くのイベントが企画されていますが、連携をしていく予定などはありますか。</p>
事務局	<p>既存のお祭りで、今年度も実施をしました「にっしん夢まつり」及び「にっしん市民まつり」は、くるりんばすの増発を含めて、公共交通で多数ご来場いただいたことありまして、引き続き連携の取組の拡充を進めていきたいと考えています。</p> <p>また新規のイベントにつきまして、例えば道の駅が整備された後には、広場を使ったイベントが開催されることも考えられます。公共交通でご利用いただけるような環境というところにも期待しての記載になっています。</p>
会長	<p>しかしながら、バスの特性から言うと、ものすごい数が集まるイベントの方々を運ぶというのは限界があります。</p> <p>そうすると、名鉄バスさん等々バス事業者さんをお願いをして、増発をしてもらわないといけません。増発を受け入れていただいていると思いますが、一方で、今はドライバー不足で簡単に増発できないというのがあります。できる限り、移動を公共交通で来ていただくという努力はしますが、皆さん全てバスでというわけにいかず、非常に長いバスの待ち時間が生じてしまうということもありますので、事務局には早めに交通事業者さんと連携して進めていただく必要があると思っております。</p>
委員	<p>事業計画の修正や来年度の計画はここで説明がある中では予算計画と一緒に説明しないとわかりません。</p> <p>国や県から補助金いただくということですが、補助金があるとなしで、事業計画が大きく変わってしまうようなものであれば、やはり全体的な予算を示した上で説明してほしいです。</p> <p>この利用者数と予算の関係について予算計画を説明していただきたいです。</p>
事務局	<p>行政としては会計年度の原則がありまして、先の見通しを一度にお示しするところが難しい状態です。</p> <p>今後利用者が増えれば、市が補填をしているくるりんばすや一部の補助路線につきましても、その収支が改善され、その分市の負担が軽減されるという見通しとしてはございます。その負担が軽減された分を市の別の事業で使われてしまうとやはり交通が充実していかないと考えていますので、基本的にはその収支が改善した部分は、交通の充実に充てるという方向で、庁内での議論が進められるように努力していきたいと考</p>

	えています。
会 長	<p>この会議では再編や運賃についてなどが決められました。しかし、それに対する予算については何の担保もなく、それは議会承認で決定します。決まった後の決算については、運賃収入や運行費を出している自治体もあるようですので今言われたような形のご対応が可能かなと思います。</p> <p>一方で、公共交通会議として事業を行ってそこで、例えば利用促進の実施を行うことに関しては、毎年度の予算、決算をしておりますので、その際は事業に対しての予算計上を行っておりますのでご理解ください。</p> <p>その他ご意見等ありますか。</p> <p>それでは議題（２）につきまして、ご承認ということによろしいでしょうか。</p>
委 員	異議なし
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題（３）くるりんばす路線改正の周知方法について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	議題（３）について説明
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問ご意見などありますでしょうか。</p>
委 員	公共交通ガイドブックには主要な医療機関については他の機関も含めての乗り継ぎについての表記があるとありがたいです。
事 務 局	紙面の都合もありますが、可能な限り皆さんにとって有意義な情報が掲載できるよう努めます。
会 長	<p>その他ご意見等ありますか。</p> <p>それでは議題（３）につきまして、ご承認ということによろしいでしょうか。</p>
委 員	異議なし
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告事項（１）について事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	報告事項（１）について説明
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ご質問ご意見などありますでしょうか。</p>
委 員	<p>幹線系統につきましては愛知県のバス対策協議会で計画を作って、その結果、事業評価も県の協議会から出すということになっています。</p> <p>この自己評価表についてですが、複数の市町村あるいは場合によってはバス事業者が運行主体になっているものを評価していくという関係であり、それぞれの主体がそれぞれの欄に所見や評価などを書き込むというような様式になっています。</p> <p>入ってくるところが少ない路線もあると思いますが、そこは他の市町村から来ていただくと、全部玄関口になっているような位置づけもありますので、ある程度関心を持っていただいて、見ていただければと思っております。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、報告事項（２）について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	報告事項（２）について説明
会長	ありがとうございました。 ご質問ご意見などありますでしょうか。
委員	今回の路線改編によって各路線が時間帯によって運行経路が細分化されて、それぞれの支援の利用目的や地域の方住んでいるところの時間によっての近くのバス停の有無などが出てくると思います。 その細分化された路線ごとの評価は今後どのようにしていくのか、もし考えがあれば教えていただきたいです。
事務局	システムを１日のうちに同じ車両を使用して複数システム運行しますので、運賃箱の性質上、系統別の収支というのはおそらく出ないような認識でいます。 そのため、収支は路線単位で今まで通り見ていくしかなく、利用者数に関しては系統別に見ることができ、乗降停留所もそれで確認ができますので、想定していたような機能の検証は行えると考えています。 今後、データ取得につきましてもできる方法を検討していく必要があるというふうには認識しています。
会長	ありがとうございます。 それでは、報告事項（３）について事務局より説明をお願いします。
事務局	報告事項（３）について説明
会長	ありがとうございました。 ご質問ご意見などありますでしょうか。
委員	実験期間を延長したことによって登録期間も延長されたということでしょうか。 登録者と利用回数の記載がありますが、例えば登録者の方がまんべんなく使っているのか、よく使う方がいて、登録したけど使っていない方が一定数いるのか、そのような傾向など把握していたら教えていただきたいです。
事務局	登録期間も併せて延長しております。 地区によって違いがあり、個人になるので、たくさん使う人がいれば１回しか使っていない人や登録だけした人もいる状況です。今はフリーに使ってもらっている実験ですが、１人の人が過剰に使用し、全体のバランスが悪くなるようなことがあると、回数制限を設けるべきか、等の次のステップの議論が出てくると思います。
会長	ご意見も尽きたようなので進行を事務局にお戻しします。
事務局	本日の会議はこれもちまして終了となります。次回の会議につきましては３月に開催する予定でございます。 それではこれで本日の会議を終了します。交通安全にお気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。
	午後０時２０分 閉会